

神戸市指定事業所 管理者 様

神戸市保健福祉局高齢福祉部介護指導課

介護予防・日常生活支援総合事業の単価の見直しについて

国が定める平成 30 年度以降の総合事業の単価について、平成 30 年度介護報酬改定を踏まえ、加算を創設するなどの改正があったことから、本市においても平成 30 年 10 月より、国が定める単価と同様の見直しを行います。

1. 見直し内容

(1) 介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス

- ①生活機能向上連携加算の見直し（介護予防訪問サービスのみ）
- ②同一建物減算について、対象となる建物の範囲等の見直し

(2) 介護予防通所サービス

- ①生活機能向上連携加算の創設 ※事前の届出が必要
- ②栄養改善加算の要件の変更
- ③栄養スクリーニング加算の創設

(3) 共通事項

介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)について、給付と同様の期日（別に厚生労働大臣が定める日）までの間に限り算定可能

具体的な見直し内容は、神戸市ホームページ内の「介護給付費算定に係る体制等に関する届出について」を参照して下さい。

2. 見直し時期 平成 30 年 10 月 1 日

3. サービスコードについて

サービスコード表及び単位数表マスタ（CSV ファイル）は、後日、ホームページに掲載します。

4. 届出について

「1. 見直し内容」のうち、(2) ①介護予防通所サービスの「生活機能向上連携加算」を新たに算定する場合は介護給付費算定に係る体制等に関する届出が必要になります。

平成 30 年 10 月 1 日から算定する場合の届出期限は「平成 30 年 10 月 15 日（月）」です。

神戸市ホームページ内の「介護給付費算定に係る体制等に関する届出について」をご確認いただき手続きをして下さい。

http://www.city.kobe.lg.jp/life/support/carenet/kiteiyoushiki/kyufuhitaisei_todokede.html

神戸市ホームページの検索画面で「体制届」と検索して下さい。